

助成要綱 第3条 (3)

「安心・安全なまちづくり活動事業」助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金会助成要綱第3条(3)に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

近年、地震や風水害など災害の発生や子どもたちが被害者となる痛ましい事件が数多く発生しており、防災や防犯に関するテーマが地域における安心・安全な暮らしにとって重要な課題となってきた。

これらの課題解決に向け、各地域において安心・安全なまちづくり活動に取り組む団体等の活動経費の一部を助成し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指すことにより、地域福祉の向上に資することを目的とする。

2 助成対象団体

県内において、安心・安全なまちづくり活動に取り組む団体・自治会・特定非営利活動法人・ボランティアグループ等で次の要件を満たしているものを対象とする。

- (1) 事業主体が営利を目的としないこと
- (2) 事業が公益性を有すること
- (3) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- (4) 民間性、自主、自立を有し、公的助成を受けていないこと
- (5) 事業実施に必要な資金の確保に困難をきたしていること
- (6) 活動、事業の内容や財務の状況を公にできること

3 助成対象事業及び対象経費

助成対象事業及び対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災、減災活動支援事業
防災、減災活動に要する経費及び災害支援活動を実施するために必要な資材等を購入する経費
- (2) 防犯活動事業、安全なまちづくり活動事業
防犯活動及び子どもや高齢者等の見守り活動等を行うために必要な経費、並びにこれらの活動に必要な資材等を購入する経費
- (3) 生活における安心・安全対策事業
交通事故の防止、日常生活における安全対策をするために必要な経費、並びにこれらの活動に必要な資材等を購入する経費

4 助成対象の選定

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性等を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 地域の課題解決のための事業（自治会の自主防災・減災・防犯活動等）に対する支援を優先する。
- (3) 共同募金から過去に助成を受けていない団体を優先する。

5 助成率及び助成限度額

助成額は対象事業費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成額は30万円を限度とする。

6 助成事業実施時期

原則として要望を受け付ける年度の年度末までに完了する事業とする。

7 助成事業の申請

要綱第5条に規定する助成金交付申請については、別紙様式1により行う。

8 助成金変更交付申請

要綱第7条に規定する助成金変更交付申請については、別紙様式2により行う。

9 事業の完了報告及び助成金の交付

(1) 要綱第8条1に規定する概算払いの請求については、別紙様式4-①により行う。

(2) 要綱第8条2に規定する事業完了報告については、別紙様式3により行う。

(3) 要綱第8条3に規定する助成金交付請求（精算払い）については、別紙様式4-②により行う。

10 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める

付則 この助成基準は、平成27年4月1日から施行する。